平成２４年（フ）第１６４号
大分市岩田町３丁目18番７号
債務者　甲斐　高美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４号
宮崎県都城市岩満町360番地
債務者　福重　瑞江
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第３１号
鹿児島県奄美市名瀬久里町20番21号、住民票上の住所鹿児島県奄美市名瀬久里町20番20号
債務者　森　　信彌
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第３２号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津29番地　県営コーラルタウン２号棟601号室
債務者　福井　哲美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１０７号
盛岡市茶畑１丁目９番18号　茶畑ハイツ207号、住民票上の住所盛岡市東見前７地割144番地９
債務者　木村　敬子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２７９号
広島県福山市神辺町大字川北1497番地３
債務者　湯浅　利明
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第８０号
広島県福山市南本庄５丁目５番５号　組合員ホームみんなの家３
債務者　石川　健一
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第８３号
広島県福山市神辺町字西中条945番地１
債務者　杉之原義博
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第８７号
広島県福山市東手城町３丁目18番17号、旧住所広島県福山市春日町３丁目19番13号
債務者　木寺　敏光
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第９８号
富山市赤田168－９　コーポ翠102号室大石方、住民票上の住所富山市館出町１丁目７番17号　館出マンション３Ｄ
債務者　森山　政樹
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０５号
富山市山田湯1565番地
債務者　平等　政樹
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１５号
富山市稲荷元町２丁目７番10―317号　サンシャイン88、前住所富山市荒川新町１番79―202号　雇用促進住宅２号棟
債務者　石田　　博
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１６号
富山市新屋10番地　市営住宅３棟105号
債務者　竹田　善仁
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１８号
富山市粟島町１丁目８番27―106号　コーポ北陸
債務者　金山　直之
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７１７号
愛知県知多郡南知多町大字篠島字堂山120番地の32
債務者　豊田光敏こと　豊田　光年
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３６号
青森市大字三内字沢部399番地35
債務者　森村　　勲
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
青森県八戸市長者１丁目４番１号　さくら荘Ｂ―１
債務者　出貝　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係